

## 高知県観光振興推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県観光振興推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 県は、観光産業の振興を図るため中核的な観光推進機関である公益財団法人高知県観光コンベンション協会（以下「補助事業者」という。）の事業運営（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象事業及び補助率)

第3条 補助対象事業及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助をしようとする対象期間の属する年度の前々年度の補助事業者の法人決算により剰余金が存する場合は、別表第1により算定された金額から当該剰余金の額を引いて得た額を補助対象経費として、次条第1項の規定に基づいて申請するものとする。

### (補助金等交付申請書等)

第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助金等交付申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式及び別記第2号様式によるものとする。ただし、別表第1に定めるスポーツ推進事業に係る人件費、事業費及び事務経費については、別記第1号の2様式及び別記第2号の2様式によるものとする。

2 規則第3条第1項の規定による補助金の交付の申請に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第26号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (補助の交付の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 別表第1に掲げる補助事業の内容のうち次に掲げる事項に係る変更（予算化されているものを除く。）、補助金の増額、経費の配分等（同表に定める補助対象経費の科目に掲げる経費相互間の流用をする場合。）の変更をしようとする場合は、事前に別記第3号様式による事業変更（廃止・中止）承認申請書を提出して知事の承認を受けること。

ア 職員の新規雇用

イ 公用車の追加購入

ウ 間接補助事業の要件の変更

エ アからウまでに掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、事前に別記第3号様式による事業変更（廃止・中止）承認申請書を提出して知事の承認を受けること。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、交付決定又は変更承認を受けた補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に知事に協議し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書並びに当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により、知事の承認を得て財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (11) 県税の滞納がないこと（納税義務がある場合に限る。）。

（概算払）

- 第6条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助金の概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払を請求する場合は、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

（状況報告）

- 第7条 規則第10条第1項の規定による補助事業の遂行の状況に係る報告は、別記第5号様式による状況報告書により求めるものとし、補助事業者は、6月30日、9月30日及び12月31日現在の状況を、それぞれ翌月末日までに提出しなければならない。

（実績報告等）

- 第8条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式による実績報告書及び別記第7号様式による補助金決算書によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金等交付申請書を提出した場合は、前項の補助金等実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第4条第2項ただし書の規定により補助金等交付申請書を提出した場合は、第1項の補助金等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第8号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき観光物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第5号から第8号まで、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の別記様式は、平成26年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、改正後の別記様式は、平成27年3月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。ただし、改正後の別記様式は、同年3月23日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第4条の申請については、施行日の5日前からできるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第4条の申請については、施行日の10日前からできるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第4条の申請については、施行日の12日前からできるものとする。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第5条関係）

補助対象経費

経費区分	科 目	内 容	補助率
人件費	人件費	民間団体等から派遣された職員及びプロパー職員に係る人件費	定額
事業費	1 観光客受入事業	観光客のおもてなし、観光案内所及び二次交通の整備、旅行業務の推進、イベントの開催・支援並びに「こうち旅広場」の管理運営等の観光客の受入れに要する経費	
	2 スポーツ推進事業	プロ・アマスポーツのキャンプ及び大会の誘致等のスポーツ観光の推進に要する経費	
	3 国内誘致事業	国内観光客の誘致に向けた旅行会社等に対する助成、セールス、情報収集及び発信並びにコンベンションの誘致等に要する経費	
	4 国際誘致事業	外国人観光客の誘致に向けた旅行会社等に対する助成、セールス、情報収集及び発信等に要する経費	
	5 プロモーション事業	観光情報の収集・発信及びフィルムコミッション事業等の観光プロモーションに要する経費	
事務経費	事務経費	上記事業の執行に係る事務経費	

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者 住所  
氏名  
生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県観光振興推進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、高知県観光振興推進事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
  - 2 補助金交付申請額
  - 3 補助事業の経費配分計画書（別記第2号様式）
  - 4 補助事業の実施計画書（別紙）
  - 5 添付書類
    - (1) 収支予算書及び補助事業の経費積算書
    - (2) 県税の滞納がないことを証する証明書  
又は  
県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
- ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。  
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。  
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。  
(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、  
健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等して  
ください。
- (3) その他、知事が必要があると認める資料

第1号の2様式（第4条関係）

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名  
生年月日

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県観光振興推進事業費補助金交付要綱第4条第1項ただし書の規定により、高知県観光振興推進事業費補助金の交付を、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
  - 2 補助金交付申請額
  - 3 補助事業の経費配分計画書（別記第2号の2様式）
  - 4 補助事業の実施計画書（別紙）
  - 5 添付書類
    - (1) 収支予算書及び補助事業の経費積算書
    - (2) 県税の滞納がないことを証する証明書  
又は  
県税完納情報の提供に係る同意書（※1）及び本人確認書類の写し（※2）
- ※1：税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式。  
※2：補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。  
補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。  
(注)マイナンバーカードは表面のみコピー(裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。)、  
健康保険証の保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等して  
ください。
- (3) その他、知事が必要があると認める資料

第2号様式（第4条関係）

経費配分計画書

単位：千円

経費区分	科目	事業費	摘要
人件費	人件費		
小計			
事業費	観光客受入事業		
	国内誘致事業		
	国際誘致事業		
	プロモーション事業		
小計			
事務経費	事務経費		
小計			
計			

- 注 1 「摘要」欄は、主な事業内容を記入してください。  
 2 月別の執行計画書を添えてください。

第2号の2様式（第4条関係）

経費配分計画書

単位：千円

経費区分	科目	事業費	摘要
人件費	人件費		
小計			
事業費	スポーツ推進事業		
小計			
事務経費	事務経費		
小計			
計			

- 注 1 「摘要」欄は、主な事業内容を記入してください。  
 2 月別の執行計画書を添えてください。

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者 住所  
氏名

事業変更（廃止・中止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定通知がありました  
補助事業を下記のとおり変更（廃止・中止）したいので、高知県観光振興推進事業  
費補助金交付要綱第5条第1号及び第2号の規定により承認されるよう申請します。

記

- 1 変更（廃止・中止）理由
- 2 内容変更
- 3 経費配分の変更
- 4 1から3までに掲げるもの以外の事項に係る変更

第4号様式（第6条関係）

概 算 払 請 求 書

金 円

上記 年度高知県観光振興推進事業費補助金（決定通知番号 第 号）を  
概算交付されますよう高知県観光振興推進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規  
定により、請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者 住所  
氏名

状 況 報 告 書

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました補助事業の遂行の状況を、高知県観光振興推進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり報告します。

記

年 月 日から 年 月 日までの補助事業の進捗状況

第 6 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

高知県知事

様

申請者 住所  
氏名

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました補助事業を完了しましたので、高知県観光振興推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の成果
- 2 事業報告
- 3 補助事業の完了年月日
- 4 添付書類
  - (1) 補助金決算書
  - (2) その他、知事が必要があると認める資料

第7号様式（第8条関係）

補助金決算書

単位：円

経費区分	予算額	決算額	摘要
人件費			
小計			
事業費			
小計			
事務経費			
小計			
計			

注 補助対象経費の科目ごとに整理し、「摘要」欄にその内容を記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

住 所  
氏 名

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所  
氏名

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日付け 第 号で（変更）交付の決定通知がありました

年度高知県観光振興推進事業費補助金について、高知県観光振興推進事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                               |         |
|-------------------------------|---------|
| 1 補助金交付決定額                    | 円       |
| 2 実績報告時に減額した<br>消費税仕入控除税額等    | 円 (A)   |
| 3 消費税の申告により確定した<br>消費税仕入控除税額等 | 円 (B)   |
| 4 補助金返還相当額                    | 円 (B-A) |